

令和6年度教育実習を申し込まれる方へ

兵庫県立尼崎稲園高等学校

1 申込み条件及び確認事項

- (1)原則として本校卒業生であること。
- (2)将来教職に就く強い意志を有する者であること。
- (3)教員免許状取得に必要な教職科目の単位をすでに取得している、または取得する見込みであること。
- (4)本校の教育方針に従い、その指導・監督のもとに、本校で定める実習期間中に実習が完了できること。
- (5)教育実習の時期は、5月下旬から6月上旬とし、期間は保健体育科が2週間以上3週間以内、その他の教科が2週間を原則とする。

2 教育実習申込みの手順

- (1)令和6年度の申込みの仮の受付は、令和5年度の教育実習終了後の**令和5年6月12日(月)**から開始します。
- (2)仮受付開始日以降、本校教務部に早めに電話連絡をしてください。
※その際に、来校してもらう日時をお知らせします。
- (3)来校時に以下の書類をお渡しします。
 - ア 教育実習申込書
 - イ 教育実習に関する確約書
 - ウ 教員を志望するにあたっての志望理由書(作文)
- (4)**令和5年8月末**までに上記のア、イ、ウを本校教務部宛に持参または郵送してください。これをもって正式な申し込みとします。(郵送の場合には、「教育実習関係書類在中」と朱書してください。)
- (5)実習希望の受入れの可否について協議し、受入れ予定者を令和5年9月末までに選考します。
- (6)令和6年度の4月下旬に指導担当教師を決定し、連絡します。
- (7)実習受入れ内諾(承諾)後において、実習生としてふさわしくない行為などがあれば、内諾(承諾)を取り消すことがあります。